変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	Ⅰ-5②所属長の役職名	健康推進担当課長 石川 奈津江	健康推進担当課長	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあた
平成31年3月7日	Ⅳ リスク対策	(なし)	項目追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあた
令和2年11月24日	I −1②事務の概要	査の受診者情報を住基情報と紐づけ管理し、検 査結果の管理及び支出業務、統計表出力等の 業務を行っている。	札幌市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「札幌市がん検診」及び「札幌市歯周疾患検診」を医療機関に委託し、実施している。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の76項により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。	事後	記載内容を分かりやすい表現 に改めた変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和2年11月24日	I −2特定個人情報ファイル名	健康増進事業検診情報ファイル	札幌市検診情報ファイル	事後	システム構築の際に名称が確定したための変更であるため、重要な変更に当たらない
令和2年11月24日	I-5②所属長の役職名	健康推進担当課長	成人保健·歯科保健担当課長	事後	機構改革に伴う記載の変更の ため、重要な変更に当たらな い